ホテルアベスト高知　約款

第 1 条（適用範囲）

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めると所によるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたとき　は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条（宿泊契約の申し込み）

1.当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を私共のホテルに申し出ていただきます。

（1）　宿泊者の住所、氏名、年齢、性別、国籍及び職業

（2）　宿泊日及び到着予定時刻

（3）　宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料による。）

（4）　その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるときは 3 日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 4 条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

第 5 条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

（1） 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

（2） 満室により客室の余裕がないとき。

（3） 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為を するおそれがあると認められるとき。

（4） 宿泊しようとする者が、伝染病であると認められるとき。

（5） 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

（6） 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

（7） 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に迷惑を及ぼす言動をしたとき。

（8） 宿泊しようとする者が、『暴力団員による不当な行為の防止等関する法律』（平成 4 年 3 月 1 日施行）による指定暴力団および指定暴力団員等（以下『暴力団』および『暴力団員』とする）又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。

（9） 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

（10） 宿泊しようとする者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。

（11） 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。

（12） 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

（13） 宿泊客が宿泊に関し、性風俗行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき及び館内での営業行為。

（14） その他当ホテルの判断により、宿泊客としてふさわしくないと認めたとき。

第 6 条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後 10 時（あらかじめ到着の予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとしてみなし処理することがあります。

第 7 条（当ホテルの契約解除権）

1. 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

（1） 宿泊しようとする者が、『暴力団員による不当な行為の防止等関する法律』による指定暴力団お

よび指定暴力団員等（以下『暴力団』および『暴力団員』とする）又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
（2） 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
（3） 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。
（4） 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
（5） 宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったとみとめられるとき。
（6） 宿泊客が宿泊に関し、性風俗行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき及び館内での営業行為。
（7） 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
（8） 宿泊に監視合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
（9） 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができない。
（10） 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要な物に限る）に従わないとき。
（11）その他当ホテルの判断により、宿泊客としてふさわしくないと認めたとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第 8 条（宿泊の登録）
宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
（1） 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業・電話番号
（2） 外国人にあたっては旅券番号、入国地及び入国年月日
（3） パスポートの確認とコピーを取ること
（4） 出発日及び出発予定時刻
（5） その他当ホテルが必要と認める事項

第 9 条（客室の使用時間と駐車場時間外使用による追加料金について）
1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。延長は最大 12 時まで 1 時間 1,000 円とする。
3. 12 時以降の場合は、その当日の一泊料金を請求とする。
4. 駐車場ご利用の場合は、ご利用の駐車場に準ずる駐車料金も加算請求の対象となりご請求させていただきます。

第 10 条（利用規則の遵守）
宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただ

きます。

第 11 条（営業時間）

当ホテルの主な施設等の営業時間は、ホームページ、各所の掲示及び客室内インフォメーション等でご案内します。営業時間は必要やむを得ない場合には、臨時に変更する場合があります。その場合は適当な方法をもってお知らせします。

【フロント】24 時間

【朝食】1 階ロビーにて　AM 7 時～AM9 時

第 12 条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本の通貨または当ホテルが認めた宿泊券及びクレジットカードにより、宿泊の登録の際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条（当ホテルの責任）

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それらが当ホテルの責めに帰すべき事由によるべきものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルの宿泊に関する責任は宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったときに始まり、宿泊者が出発するために客室をあけたときに終わります。

第 14 条（契約した客室の提供ができないときの取扱）

1. 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供出来ない時は、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋が出来ない時は、違約金相当額の賠償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条（寄託物等の取扱）

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 5 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品または現金並びに貴重品等で、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたとき当ホテルは、

その損害を賠償出来かねます。
3. 美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。

第 16 条（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）
1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合１ヶ月保管します。お飲み物、食品は翌日処分致します。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後処分します。
3. 前２項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第１項の場合にあっては前条第１項の規定に、前項の場合にあっては同条第２項の規定に準じるものとする。

4. 客室の鍵の紛失、故意でない場合においても金 5,000 円を申し受けます。悪質な場合は、この限りでない。
第 17 条（駐車の責任）
宿泊客が当ホテルの契約駐車場をご利用になる場合、車輌のキーの寄託の如何にかかわらず

当ホテルは場所をお貸しするものであって、車輌の管理責任まで負うものではありません。
ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテル契約駐車場の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条（宿泊客の責任）
宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。また、通常宿泊以外のサービス・対応については別途請求とし、これを全額負担いただきます。

第 19 条　別表第１　宿泊料金等の内訳
（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 11 条第 1 項関係）
内訳
宿泊客が支払うべき総額　宿泊料金　基本宿泊料（室料+サービス料）
追加料金　飲食料（追加飲料及びその他の利用金（サービス料含む））

別表第１　違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	14 日前
一般　10 名まで	100%	100%	20%	0%
団体	100%	100%	100%	100%

（注）1.%は宿泊料に対する違約金の比率です。
1. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1 日分（初日）の違約金を収受します。
2. 団体客の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申し込みをお引き受けをした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%（端数が出た場合には切り上げ

る。）にあたる人数については、違約金はいただきません。
3.キャンセル料に関しては、体調不良・天候不良の場合においても請求致しております。